

監査法人にも統治指針

政府・自民 企業となれ合い防止

政府・自民党は4日、監査法人の経営規範を示す「ガバナンス・コード（統治指針）」を年内にもつくる方針を固めた。ある企業を監査するチームを一定期間ごとに交代させるといった監査法人と企業のなれ合い防止策を盛り込む。監査の透明性を確保することで会計不祥事の再発を防ぎ、日本企業への信頼を取り戻す狙いがある。

自民党の金融調査会が月内に統治指針の新設を提言する。政府は6月にまとめる成長戦略に盛り込み、金融庁が具体策などを詰める。

統治指針は2015年に東京証券取引所が上場企業に初めて適用した。東芝の会計不祥事を受け、監査法人にも統治指針が必要と判断。法律と異なり強制力はないが、指針に従わない場合は理由の説明が求められる。

政府・自民党は、日本公認会計士協会が再発防止策として取り組む監査の適切な手続きなどでは不十分とみている。より実効性が高い統治指針を課すことにした。

新たにつくる統治指針は、企業と監査法人の適切な関係を維持すること。監査法人は現在、自主的に監査チームの責任者を5年ごとなどで交代させているが、これを厳格に運用させる。監査チーム全員の交代を義務付けるなどの案が有力。欧州は監査法人自体を交代させる制度の導入を予定しているが、国内は中長期的な検討課題にとどめ、当面は見送る方向だ。

監査法人内に社外の有識者が構成する組織を置いて、経営や監査体制を監視する案を検討する。企業向けの統治指針では社外取締役を2人以上置くよう求めているが、監査法人でも外部の目を活用し社内でチェック機能が働くようにする。会計監査の情報が株主に行き渡るよう情報提供の拡充も検討する。